

特定調達品目及び判断の基準等（案）

（変更関連箇所抜粋）

別 記

1．定 義

この別記において、「判断の基準」、「配慮事項」は下記のとおりとする。

「判断の基準」：本基準を満たすものが「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等として、毎年度の調達目標の設定の対象となる。

「配慮事項」：特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、さらに配慮することが望ましい事項

3．文具類

(1) 品目及び判断の基準等

文具類共通	【判断の基準】 ○ 金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。 【配慮事項】 ○ 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 注）文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準（●印）を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準（●印）を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみに上記の判断の基準を適用する。
シャープペンシル	【配慮事項】 ○ 残芯が少ないこと。
シャープペンシル 替芯	〔容器に適用〕

ボールペン	【配慮事項】 ○ 芯が交換できること。
マーキングペン	【配慮事項】 ○ 消耗品が交換又は補充できること。
鉛筆	
スタンプ台	【配慮事項】
朱肉	○ インク又は液が補充できること。
印章セット	【配慮事項】 ○ 液が補充できること。
回転ゴム印	
定規	
トレー	
消しゴム	〔 巻紙（スリーブ）又はケースに適用 〕
ステープラー	【配慮事項】 ○ 再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。
ステープラー針リムーバー	
連射式クリップ	
事務用修正具（テープ）	【配慮事項】 ○ 消耗品が交換できること。
事務用修正具（液状）	〔 容器に適用 〕
クラフトテープ	【判断の基準】 ● テープ基材 については古紙配合率 40%以上であること。 【配慮事項】 ○ 水溶性又は水分散型の粘着材が使用され、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
粘着テープ（布粘着）	【判断の基準】 ● テープ基材 については再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。
両面粘着紙テープ	【判断の基準】 ● テープ基材 については古紙配合率 40%以上であること。
製本テープ	〔テープ基材に適用〕
ブックスタンド	
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	【配慮事項】 ○ 再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。
マグネット(玉)	
マグネット（バー）	
テープカッター	
パンチ（手動）	

モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	
紙めくりクリーム	〔容器に適用〕
鉛筆削（手動）	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。
OAクリーナー(ウェットタイプ)	〔容器に適用〕
OAクリーナー(液タイプ)	【配慮事項】 ○内容物が補充できること。
レターケース	
メディアケース（FD・CD・MO用）	
マウスパッド	
OAフィルター （デスクトップ（CRT・液晶）用）	
丸刃式紙裁断機	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。
カッターナイフ	
カッティングマット	【配慮事項】 ○マットの両面が使用できること。
デスクマット	
OHP フィルム	【判断の基準】 ●再生プラスチックがプラスチック重量の 30%以上使用されていること。
絵筆	
絵の具	〔容器に適用〕
墨汁	〔容器に適用〕
のり（液状）	〔容器に適用〕
のり（澱粉のり）	【配慮事項】 ○内容物が補充できること。
のり（固形）	〔容器・ケースに適用〕
のり（テープ）	【配慮事項】 ○消耗品が交換できること。
ファイル	【配慮事項】 ○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
バインダー	【配慮事項】 ○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
ファイリング用品	
アルバム	

つづりひも	
カードケース	
事務用封筒（紙製）	【判断の基準】 ● 古紙配合率 40%以上であること。
<u>窓付き封筒（P）</u>	【判断の基準】 ● <u>古紙配合率 40%以上であること。</u> ● <u>窓部分にプラスチック製フィルムを使用する場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されているか、植物を原材料とするプラスチックを使用していること。</u>
けい紙	【判断の基準】 ● 古紙配合率 70%以上であること。 ○ 塗工されているものについては塗工量が両面で 30g / m ² 以下であること、また、塗工されていないものについては白色度が 70%程度以下であること。
起案用紙	
ノート	
タックラベル	【配慮事項】 ○ 水溶性又は水分散型の粘着材が使用され、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
インデックス	
付箋紙	
黒板拭き	
ホワイトボード用イレーザー	
額縁	
ごみ箱	
リサイクルボックス	
缶・ボトルつぶし機 <u>（手動）</u>	
名札（机上用）	
名札（衣服取付型・首下げ型）	

備考）1 「ステープラー」には、針を用いない方式のものを含む。

2 「のり（液状）」及び「のり（澱粉のり）」には、補充用品を含む。

3 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。

4 「バインダー」とは、MPバインダー、リングバインダー等をいう。

5 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。

6 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

7 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している

場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

5 . O A 機器

5 - 1 コピー機等

(1) 品目及び判断の基準等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機	【判断の基準】 < 共通事項 > 古紙配合率 100%の再生紙に対応可能であること。 < 個別事項 > コピー機 ア．コピー機（毎分86枚以上の複写が可能なもの、カラーコピー機能を有するもの及び大判コピー機を除く。）にあつては、表1に示された区分ごとの基準を上回らないこと（表1中「」の欄にあつては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。）。 イ．大判コピー機（カラーコピー機能を有するものを除く。）にあつては、表3に示された区分ごとの基準を満たすこと。 複合機 複合機（大判複合機を除く。）にあつては表4に示された区分ごとの基準、大判複合機にあつては表5に示された区分ごとの基準を満たすこと。 拡張性のあるデジタルコピー機 ア．拡張性のあるデジタルコピー機（拡張性のある大判デジタルコピー機を除く。）のうちカラーコピー機能を有するものにあつては表6に示された区分ごとの基準、それ以外のもの（毎分86枚以上の複写が可能なものを除く。）にあつては表1に示された区分ごとの基準を上回らないこと（表1中「」の欄にあつては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。）。 イ．拡張性のある大判デジタルコピー機にあつては、表7に示された区分ごとの基準を満たすこと。 【配慮事項】 カートリッジ方式の場合、使用済みカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。
--	---

備考) 1 「大判コピー機」、「大判複合機」及び「拡張機能付き大判デジタル複写機」とは、A2サイズ又は17"×22"サイズ以上の用紙を処理するコピー機、複合機及び拡張機能付きデジタルコピー機をいう。

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ル

ートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表1 コピー機に係るコピー速度の区分ごとの基準エネルギー消費効率等の基準

コピー速度(CPM: 1分当たりのコピー枚数)	基準エネルギー消費効率				両面コピー機能
	A 4 機	B 4 機	A 3 機	A 3 Y 機	
0 < CPM 10	11		19	27	推奨
10 < CPM 20			55	77	
20 < CPM 30		85	99	139	必須
30 < CPM 40	88	108	125	175	
40 < CPM 50	123	151	176	246	
50 < CPM 60	144	176	205	287	
60 < CPM 70	180	221	257	383	
70 < CPM 80	200	246		433	
80 < CPM 85	258	317	369	483	

備考) 1 「A 4 機」、「B 4 機」、「A 3 機」及び「A 3 Y 機」とは、それぞれA 4 版の短辺、B 4 版の短辺、A 3 版の短辺及びA 3 版の長辺を最大通紙幅とするコピー機をいう。

2 「コピー速度」とは、A 4 版普通紙へ連続複写を行った場合の1分当たりのコピー枚数をいう。

3 「両面コピー機能」とは、自動的に両面をコピーすることができる機能とする。以下表2について同じ。

4 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表2について同じ。

5 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表2について同じ。

6 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく通商産業省告示第 193 号（平成 11 年 3 月 31 日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

表2 コピー機に係るコピー速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準（表1「」印部分）

コピー速度 (CPM:1分当たりの コピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの復帰 時間	ワモード 消費 電力	ワモード への 移行時間	両面 コピー 機能
0 < CPM 20	-	-	-	5W	30 分	推奨
20 < CPM 44	$3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	15 分	30 秒	15W	60 分	必須
44 < CPM	$3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	15 分	30 秒 (推奨)	20W	90 分	必須

備考) 1 「コピー速度」とは、1分当たりのコピー枚数(CPM)をいう。以下表3について同じ。

両面コピーについてはコピー枚数を2枚と計算する。

大判コピー機を除くコピー機については、A 4 サイズの用紙を用いた場合のコピー速度とする。また、大判コピー機については、当該機器の最大サイズの1分当たりのコピー枚数を次のようにA 4 サ

イズの用紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定する。

A 2 サイズの用紙は、コピー枚数を 4 倍すること。

A 1 サイズの用紙は、コピー枚数を 8 倍すること。

A 0 サイズの用紙は、コピー枚数を 16 倍すること。

- 2 「低電力モード」とは 一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下表 3 から 7 について同じ。
- 3 「オフモード」とは 一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下表 3、6 及び 7 について同じ。
- 4 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタートプログラム制度運用細則別表第 2 による。以下表 3 から 7 について同じ。
- 5 低電力モードの消費電力が常にオフモードの消費電力を満たす場合は、オフモードを備える必要はない。以下表 3、6 及び 7 について同じ。

表 3 大判コピー機に係るコピー速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM:1 分当たりの コピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間
0 < CPM 40	-	-	-	10W	30 分
40 < CPM	$3.85 \times \text{CPM} + 5W$	15 分	30 秒 (推奨)	20W	90 分

表 4 複合機に係る画像再生速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (IPM:1 分当たりの出 力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モードか らの 復帰時間	スリープ モード 消費電力	スリープ モード への移行時間	両面 コピー 機能
0 < IPM 10	-	-	25W	15 分	推奨
10 < IPM 20	-	-	70W	30 分	推奨
20 < IPM 44	$3.85 \times \text{IPM} + 50W$	30 秒	80W	60 分	必須
44 < IPM 100	$3.85 \times \text{IPM} + 50W$	30 秒(推奨)	95W	90 分	必須
100 < IPM	$3.85 \times \text{IPM} + 50W$	30 秒(推奨)	105W	120 分	必須

備考) 1 「画像再生速度」とは、あらかじめ設定された解像度においての 1 分当たりの白黒画像の出力枚数 (ipm) をいう。以下表 5 から 7 について同じ。

両面の画像出力については出力枚数を 2 枚と計算する。複写速度と印刷速度が異なる場合は、いずれか速いものとする。

一画像は、A4 サイズ又は 8.5" × 11" サイズの用紙に、各辺からの余白を 1 インチ(2.54cm)、使用フォントを 12 ポイント、行間を一行とした白黒画像とする。

- 2 「スリープモード」とは 低電力モードに移行後に引き続き出力動作が行われなかった場合、電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。以下表 5 から 7 について同じ。

- 3 「両面コピー機能」とは、自動的に両面を画像出力することができる機能とする。以下表 6 について同じ。
- 4 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表 6 について同じ。
- 5 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表 6 について同じ。
- 6 低電力モードの消費電力が常にスリープモードの消費電力を満たす場合は、スリープモードを備える必要はない。以下表 5 について同じ。
- 7 低電力モードへの移行時間は出荷時に 15 分以下にセットする。以下表 5 から 7 について同じ。

表 5 大判複合機に係る画像再生速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (IPM:1 分当たりの出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	スリープモード消 費電力	スリープモード への移行時間
0 < IPM 40	-	-	70W	30 分
40 < IPM	$4.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30 秒(推奨)	105W	90 分

表 6 拡張性のあるデジタルコピー機に係る画像再生速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (IPM:1 分当たりの出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピー 機能
0 < IPM 10	-	-	5W	15 分	推奨
10 < IPM 20	-	-	5W	30 分	推奨
20 < IPM 44	$3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	30 秒	15W	60 分	必須
44 < IPM 100	$3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	30 秒(推奨)	20W	90 分	必須
100 < IPM	$3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	30 秒(推奨)	20W	120 分	必須

表 7 拡張性のある大判デジタルコピー機に係る画像再生速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (IPM:1 分当たりの出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	オフモード 消費電力	オフモードへの移 行時間
0 < IPM 40	-	-	65W	30 分
40 < IPM	$4.85 \times \text{IPM} + 45\text{W}$	-	100W	90 分

(2) 目標の立て方

当該年度のコピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5 - 8 シュレッダー

(1) 品目及び判断の基準等

<u>シュレッダー</u>	【判断の基準】 ○待機電力（ただし、低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードでの消費電力）が、表に示された区分ごとの基準を満たすこと。 【配慮事項】 使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。
---------------	---

備考) 1 シュレッダーのうち次のいずれかに該当するものについては、「シュレッダー」に含まない。

裁断モーターの出力が 500 ワット以上のもの

裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 「待機電力」とは、電源を入れた状態で、裁断を行っていないときに消費される電力をいう。

4 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。

5 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。

表 シュレッダーに係るその消費電力等の区分ごとの待機電力の基準

区分		待機電力（低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードの消費電力）
裁断モーターの出力	オートスタートの有無	
100W未満	有/無	<2.5W
100W以上500W未満	有	<3.0W
	無	<2.0W

備考) 1 「裁断モーターの出力」とは、裁断に用いられるモーターの出力をいう。

2 「オートスタート」とは、紙の投入により自動的に裁断を開始し、裁断が終了すると自動的に運転を停

止する機能をいう。

- 3 低電力モード又はオフモードへの以降時間は出荷時に 10 分以下にセットする。

(2) 目標の立て方

当該年度のシュレッダーの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

7. エアコンディショナー等

7 - 1 エアコンディショナー

(1) 品目及び判断の基準等

エアコンディショナー	【判断の基準】 冷暖房の用に供するエアコンディショナーについては、表1に示された区分ごとの基準を下回らないこと。 冷房の用にのみ供するエアコンディショナーについては、表2に示された区分ごとの基準を下回らないこと。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 【配慮事項】 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
------------	---

備考) 1 エアコンディショナーのうち次のいずれかに該当するものについては、「エアコンディショナー」に含まない。

- 冷房能力が28キロワットを越えるもの
- 水冷式のもの
- 圧縮用電動機を有しない構造のもの
- 電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
- 機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの
- 専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
- スポットエアコンディショナー
- 車両その他の輸送機関用に設計されたもの
- 室外測熱交換器の給排気口にダクトを有する構造のもの
- 冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む)を有する構造のもの
- 高気密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、かつ、換気装置と連動した制御を行う構造のもの
- 専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの

- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

表1 冷暖房の用に供するエアコンディショナーに係るユニットの形態等の区分ごとの基準冷暖房平均エネルギー消費効率の基準

区 分		基準冷暖房平均 エネルギー消費効 率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.85
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5 キロワット以下	5.27
	2.5 キロワット超 3.2 キロワット以下	4.90
	3.2 キロワット超 4.0 キロワット以下	3.65
	4.0 キロワット超 7.1 キロワット以下	3.17
	7.1 キロワット超	3.10
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5 キロワット以下	3.96
	2.5 キロワット超 3.2 キロワット以下	3.96
	3.2 キロワット超 4.0 キロワット以下	3.20
	4.0 キロワット超 7.1 キロワット以下	3.12
ダクト接続形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	7.1 キロワット超	3.06
	4.0 キロワット以下	3.02
	4.0 キロワット超 7.1 キロワット以下	3.02
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	7.1 キロワット超	3.02
	4.0 キロワット以下	4.12
	4.0 キロワット超 7.1 キロワット以下	3.23
	7.1 キロワット超	3.07

備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。以下表2について同じ。

2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。以下表2について同じ。

3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第190号(平成11年3月31日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表2について同じ。

表2 冷房の用のみに供するエアコンディショナーに係るユニットの形態等の区分ごとの基準冷房エネルギー消費効率の基準

区 分		基準冷房エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.67
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5 キロワット以下	3.64
	2.5 キロワット超 3.2 キロワット以下	3.64
	3.2 キロワット超 4.0 キロワット以下	3.08
	4.0 キロワット超 7.1 キロワット以下	2.91
	7.1 キロワット超	2.81
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0 キロワット以下	2.88
	4.0 キロワット超 7.1 キロワット以下	2.85
	7.1 キロワット超	2.85
ダクト接続形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0 キロワット以下	2.72
	4.0 キロワット超 7.1 キロワット以下	2.71
	7.1 キロワット超	2.71
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0 キロワット以下	3.23
	4.0 キロワット超 7.1 キロワット以下	3.23
	7.1 キロワット超	2.47

(2) 目標の立て方

当該年度のエアコンディショナーの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

7 - 2 ガスヒートポンプ式冷暖房機

(1) 品目及び判断の基準等

ガスヒートポンプ式冷暖房機	【判断の基準】 一次エネルギー換算成績係数が、1.08を下回らないこと。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 【配慮事項】 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-------------------------------	---

備考) 1 「ガスヒートポンプ式冷暖房機」の判断の基準は、定格冷房能力が、7.1 キロワットを越え 28 キロワット未満のものを対象とする。

- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 3 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については次式により、定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$COP = (Cc / (Egc + Eec) + Ch / (Egh + Eeh)) / 2$$

COP：一次エネルギー換算成績係数

Cc：冷房標準能力（単位 キロワット）

Egc：冷房ガス消費量（単位 キロワット）

Eec：冷房消費電力（単位 キロワット）を1キロワット時につき 10,250 キロジュールとして1次エネルギーに換算した値（単位 キロワット）

Ch：暖房標準能力（単位 キロワット）

Egh：暖房ガス消費量（単位 キロワット）

Eeh：暖房消費電力（単位 キロワット）を1キロワット時につき 10,250 キロジュールとして1次エネルギーに換算した値（単位 キロワット）

- 4 冷房標準能力、冷房ガス消費量、冷房消費電力、暖房標準能力、暖房ガス消費量及び暖房消費電力については、日本工業規格 B 8627-2 又は B8627-3 の規定する方法により測定する。

- 5 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする

(2) 目標の立て方

当該年度のガスヒートポンプ式冷暖房機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

9 . 自動車等

9 - 1 自動車

(1) 品目及び判断の基準等

自動車	【判断の基準】 ○新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ハイブリッド自動車 <u>燃料電池自動車</u> ガソリン車 ア．乗用車にあつては、「低公害車等排出ガス技術指針（平成10年12月10日環境庁大気保全局長通知。以下「技術指針」という。）」の指針値が確保されるように考慮して定められている「低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号。以下「認定実施要領」という。）」の基準に適合し、かつ、表1に示された区分ごとの基準を満たす自動車。 イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表4に示された区分ごとの基準を満たす自動車。 ディーゼル車 ア．乗用車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表2に示された区分ごとの基準を満たす自動車。 イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表5に示された区分ごとの基準を満たす自動車。 L P ガス車 ア．乗用車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表3に示された区分ごとの基準を満たす自動車。 イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表6に示された区分ごとの基準を満たす自動車。 【配慮事項】 鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が削減されていること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生材が多く使用されていること。
-----	--

備考) 1 「自動車」の判断の基準は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、判断の基準のうち から については二輪車を、 から については二輪車及び重量車を除く。）を対象とする。

2 一般公用車（通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員 10 名以下のものに限る。）であつて、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。）については、電気自動車、天然ガス

自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、[燃料電池自動車](#)又は技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準の 75%低減レベルに適合し、かつ、ガソリン乗用自動車にあつては表 1 に示された区分ごとの基準を、ディーゼル乗用自動車にあつては表 2 に示された区分ごとの基準を、L P ガス乗用自動車にあつては表 3 に示された区分ごとの基準を満たす自動車とする。ただし、利用ニーズに合う適当な車種がない特別な場合には判断の基準、又は の自動車の中から、排ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。

表１ ガソリン乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分	10・15モード燃費
車両重量が 703kg未満	21.2km/ℓ以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	18.8km/ℓ以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	17.9km/ℓ以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.0km/ℓ以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.0km/ℓ以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	10.5km/ℓ以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	8.9km/ℓ以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	7.8km/ℓ以上
車両重量が2,266kg以上	6.4km/ℓ以上

表２ ディーゼル乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分	10・15モード燃費
車両重量が1,016kg未満	18.9km/ℓ以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.2km/ℓ以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.2km/ℓ以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	11.9km/ℓ以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	10.8km/ℓ以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	9.8km/ℓ以上
車両重量が2,266kg以上	8.7km/ℓ以上

表３ ＬＰガス乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分	10・15モード燃費
車両重量が 703kg未満	16.6km/ℓ以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	14.7km/ℓ以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	14.0km/ℓ以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	12.5km/ℓ以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	10.2km/ℓ以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	8.2km/ℓ以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	7.0km/ℓ以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	6.1km/ℓ以上
車両重量が2,266kg以上	5.0km/ℓ以上

表4 ガソリン貨物車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分				10・15モード 燃費
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手動式	703kg未満	構造 A	20.2km/ℓ以上
			構造 B	17.0km/ℓ以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	18.0km/ℓ以上
			構造 B	16.7km/ℓ以上
		828kg以上		15.5km/ℓ以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造 A	18.9km/ℓ以上
			構造 B	16.2km/ℓ以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	16.5km/ℓ以上
			構造 B	15.5km/ℓ以上
		828kg以上		14.9km/ℓ以上
車両総重量が 1.7ト以下のも	手動式	1,016kg未満		17.8km/ℓ以上
		1,016kg以上		15.7km/ℓ以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		14.9km/ℓ以上
		1,016kg以上		13.8km/ℓ以上
車両総重量が 1.7ト超2.5ト以 下のもの	手動式	1,266kg未満	構造 A	14.5km/ℓ以上
			構造 B	12.3km/ℓ以上
		1,266kg以上1,516kg未満		10.7km/ℓ以上
				9.3km/ℓ以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造 A	12.5km/ℓ以上
			構造 B	11.2km/ℓ以上
		1,266kg以上		10.3km/ℓ以上

備考) 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下表5及び6について同じ。

最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前輪のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの（後軸に動力を伝達する場合において前輪からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後輪に動力を伝達するものに限る。）であること。

2 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。以下表5及び6について同じ。

表5 ディーゼル貨物車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分	10・15モード
-----	----------

自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	燃費
車両総重量が1.7ト以下以下のもの	手動式			17.7km/ℓ以上
	手動式以外のもの			15.1km/ℓ以上
車両総重量が1.7ト超2.5ト以下のもの	手動式	1,266kg未満	構造 A	17.4km/ℓ以上
			構造 B	14.6km/ℓ以上
		1,266kg以上1,516kg未満		14.1km/ℓ以上
	手動式以外のもの	1,516kg以上		12.5km/ℓ以上
		1,266kg未満	構造 A	14.5km/ℓ以上
			構造 B	12.6km/ℓ以上
		1,266kg以上1,516kg未満		12.3km/ℓ以上
		1,516kg以上1,766kg未満		10.8km/ℓ以上
		1,766kg以上		9.9km/ℓ以上

表6 L P ガス貨物車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分				10・15モード燃費
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手動式	703kg未満	構造 A	15.8km/ℓ以上
			構造 B	13.3km/ℓ以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	14.1km/ℓ以上
			構造 B	13.1km/ℓ以上
	手動式以外のもの	828kg以上		12.1km/ℓ以上
		703kg未満	構造 A	14.8km/ℓ以上
			構造 B	12.7km/ℓ以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	12.9km/ℓ以上
			構造 B	12.1km/ℓ以上
車両総重量が1.7ト以下以下のもの	手動式	828kg以上		11.7km/ℓ以上
		1,016kg未満		13.9km/ℓ以上
	手動式以外のもの	1,016kg以上		12.3km/ℓ以上
		1,016kg未満		11.7km/ℓ以上
車両総重量が1.7ト超2.5ト以下のもの	手動式	1,016kg以上		10.8km/ℓ以上
		1,266kg未満	構造 A	11.3km/ℓ以上
			構造 B	9.6km/ℓ以上
	手動式以外のもの	1,266kg以上1,516kg未満		8.4km/ℓ以上
		1,516kg以上		7.3km/ℓ以上
		1,266kg未満	構造 A	9.8km/ℓ以上
			構造 B	8.8km/ℓ以上
		1,266kg以上		8.1km/ℓ以上

(2) 目標の立て方

一般公用車にあっては、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)と

する。

一般公用車以外の自動車にあっては、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

ただし、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、[燃料電池自動車](#)又は技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準の 75%低減レベルに適合し、かつ、ガソリン乗用自動車にあっては表 1 に示された区分ごとの基準を、ディーゼル乗用自動車にあっては表 2 に示された区分ごとの基準を、L P ガス乗用自動車にあっては表 3 に示された区分ごとの基準を満たす自動車については、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)とする。

10 . 制服・作業服

(1) 品目及び判断の基準等

制服 作業服	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。 【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 製品使用後に回収され、原料又は各種素材として再生利用されるための仕組みが整っていること。 <u>再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維が使用されていること。</u>
---------------	--

備考） 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）や衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生したものをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用した制服及び作業服の調達総量（着数）に占める基準を満たす物品の数量（着数）の割合とする。

1 1 . インテリア・寝装寝具

1 1 - 1 カーテン

(1) 品目及び判断の基準等

カーテン	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。 【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 <u>再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維が使用されていること。</u>
------	---

備考）「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）や衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生したものをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用したカーテンの調達総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。

1 1 - 2 カーペット

(1) 品目及び判断の基準等

織じゅうたん ニードルパンチ カーペット	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。 【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 製品使用後に回収され、原料又は各種素材として再生利用されるための仕組みが整っていること。 <u>再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維が使用されていること。</u>
--------------------------------	---

備考）「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）や衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生したものをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用した織じゅうたん及びニードルパンチカーペットの調達総量（ m^2 ）に占める基準を満たす物品の数量（ m^2 ）の割合とする。

1 1 - 3 毛布等

(1) 品目及び判断の基準等

毛布	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。 【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 <u>再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維が使用されていること。</u>
ふとん	【判断の基準】 ○ふとん側地又は中わたに使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、ふとん側地又は中わたの繊維重量比で10%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考） 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）や衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生したものをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用した毛布又はふとんの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量（枚数）に占める基準を満たす物品の各品目ごとの数量（枚数）の割合とする。

12. 作業手袋

(1) 品目及び判断の基準等

作業手袋	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体（すべり止めの塗布加工が施されている場合は塗布部分を除く）重量比で50%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維について<u>は、未利用繊維が使用されていること（手首のオーバーロック、ゴム糸及びすべり止め塗布加工部分を除く）。</u>
------	---

備考）「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）や衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生したものをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用している作業手袋の調達総量（双）に占める基準を満たす物品の数量（双）の割合とする。

13. その他繊維製品

13 - 1 テント・シート類

(1) 品目及び判断の基準等

<u>集会用テント</u>	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生 PET 樹脂（PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、繊維部分の全体重量比で 10%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
<u>ブルーシート</u>	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンが製品全体重量比で 50%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）「再生ポリエチレン」とは、製品として使用された後に廃棄されたポリエチレン及び製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用している集会用テント又はブルーシートの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の各品目ごとの数量（点数）の割合とする。

1 3 - 2 防球ネット

(1) 品目及び判断の基準等

<u>防球ネット</u>	【判断の基準】 ○ 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○ 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
--------------	---

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用している防球ネットの調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

15. 公共工事

(1) 品目及び判断の基準等

公共工事	【判断の基準】 ○ 契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材又は建設機械の使用を義務付けていること。
------	---

注) 義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

(2) 目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

表1

● 資材、建設機械の品目

特定調達品目名	分類	品目名		資材等の判断の基準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表2
			土工用水砕スラグ	
		コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材	再生加熱アスファルト混合物	
			再生骨材等	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
		アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
			鉄鋼スラグ混入路盤材	
		小径丸太材	間伐材	
		混合セメント	高炉セメント	
			フライアッシュセメント	
		コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	
		塗料	下塗用塗料（重防食）	
			低揮発性有機溶剤型の路面表示用水性塗料	

	園芸資材	パークたい肥
		下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料
		道路照明
		環境配慮型道路照明
		タイル
		陶磁器質タイル
		建具
		断熱サッシ・ドア
		再生木質ボード
		パーティクルボード
		繊維板
		木質系セメント板
		断熱材
		断熱材
		照明機器
		照明制御システム
	空調用機器	吸収冷温水機
		氷蓄熱式空調機器
		ガスエンジンヒートポンプ式空調和機
	配管材	排水用再生硬質塩化ビニル管
	衛生器具	自動水栓
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器
	建設機械	-
		排出ガス対策型建設機械
		低騒音型建設機械
	工法	建設汚泥再生処理工法
		建設汚泥再生処理工法
		コンクリート塊再生処理工法
		コンクリート塊再生処理工法
		舗装（表層）
	目的物	路上表層再生工法
		舗装（路盤）
		路上再生路盤工法
		法面緑化工法
		伐採材及び建設発生土を活用した法面緑化工法
	高機能舗装	排水性舗装
		透水性舗装
		屋上緑化
	屋上緑化	屋上緑化

表 2

【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	【判断の基準】 ○建設汚泥から再生した処理土であること。
	土工用水砕スラグ	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂または砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる高炉水砕スラグを使用した土工用材料であること。
コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材	再生加熱アスファルト混合物	【判断の基準】 ○アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
	再生骨材等	【判断の基準】 ○コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる高炉スラグを使用した骨材であること。 有害物質の溶出については、「土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）」を満たすこと。
	フェロニッケルスラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグを使用した骨材であること。 有害物質の溶出については、「土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）」を満たすこと。
	銅スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる銅スラグ骨材を使用した骨材であること。 有害物質の溶出については、「土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）」を満たすこと。
アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	【判断の基準】 加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグを使用していること。 有害物質の溶出については、「土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）」を満たすこと。
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	【判断の基準】 路盤材として、道路用鉄鋼スラグを使用していること。 有害物質の溶出については、「土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）」を満たすこと。
小径丸太材	間伐材	【判断の基準】 ○間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。
混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】 ○高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグを使用していること。

	フライアッシュセメント	【判断の基準】 ○フライアッシュセメントであって、原料に 10%を超える分量のフライアッシュを使用していること。
コンクリート及び コンクリート製品	透水性コンクリート	【判断の基準】 ○透水係数 1×10^{-2} cm/sec以上であること。
塗料	下 塗 用 塗 料 (重防食)	【判断の基準】 ○鉛又はクロムを含む顔料を配合していないこと。
	<u>低揮発性有機 溶剤型の路面 表示用水性塗 料</u>	【判断の基準】 ○水性型の路面標示用塗料で、揮発性有機溶剤（VOC）の含有率が 5 % 以下であること。

園芸資材	パークたい肥	【判断の基準】 ○以下の基準を満足すること。 <table><tr><td>・有機物の含有率（乾物）</td><td>70%以上</td></tr><tr><td>・炭素窒素比〔C / N比〕</td><td>35 以下</td></tr><tr><td>・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物）</td><td>70meq / 100g 以上</td></tr><tr><td>・pH</td><td>5.5 ～ 7.5</td></tr><tr><td>・水分</td><td>60%以下</td></tr><tr><td>・幼植物試験の結果</td><td>生育阻害その他異常を認めない</td></tr><tr><td>・窒素全量〔N〕（現物）</td><td>0.5%以上</td></tr><tr><td>・りん酸全量〔P₂O₅〕（現物）</td><td>0.2%以上</td></tr><tr><td>・加里全量〔K₂O〕（現物）</td><td>0.1%以上</td></tr></table>	・有機物の含有率（乾物）	70%以上	・炭素窒素比〔C / N比〕	35 以下	・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物）	70meq / 100g 以上	・pH	5.5 ～ 7.5	・水分	60%以下	・幼植物試験の結果	生育阻害その他異常を認めない	・窒素全量〔N〕（現物）	0.5%以上	・りん酸全量〔P ₂ O ₅ 〕（現物）	0.2%以上	・加里全量〔K ₂ O〕（現物）	0.1%以上								
	・有機物の含有率（乾物）	70%以上																										
・炭素窒素比〔C / N比〕	35 以下																											
・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物）	70meq / 100g 以上																											
・pH	5.5 ～ 7.5																											
・水分	60%以下																											
・幼植物試験の結果	生育阻害その他異常を認めない																											
・窒素全量〔N〕（現物）	0.5%以上																											
・りん酸全量〔P ₂ O ₅ 〕（現物）	0.2%以上																											
・加里全量〔K ₂ O〕（現物）	0.1%以上																											
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料	【判断の基準】 製品に含まれる有害化学物質の含有量(割合)が下記の数値以下であること。 <table><tr><td>ひ素</td><td>0.005%</td></tr><tr><td>カドニウム</td><td>0.0005%</td></tr><tr><td>水銀</td><td>0.0002%</td></tr><tr><td>ニッケル</td><td>0.03%</td></tr><tr><td>クロム</td><td>0.05%</td></tr><tr><td>鉛</td><td>0.01%</td></tr></table> その他の制限事項 ア．金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年総理府令第 5 号）の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。 イ．植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 <table><tr><td>ウ．有機物の含有率（乾物）</td><td>35%以上</td></tr><tr><td>エ．炭素窒素比〔C / N比〕</td><td>20 以下</td></tr><tr><td>オ．pH</td><td>8.5 以下</td></tr><tr><td>カ．水分</td><td>50%以下</td></tr><tr><td>キ．窒素全量〔N〕（現物）</td><td>0.8%以上</td></tr><tr><td>ク．りん酸全量〔P₂O₅〕（現物）</td><td>1.0%以上</td></tr><tr><td>ケ．アルカリ分（現物）</td><td>15%以下</td></tr></table>	ひ素	0.005%	カドニウム	0.0005%	水銀	0.0002%	ニッケル	0.03%	クロム	0.05%	鉛	0.01%	ウ．有機物の含有率（乾物）	35%以上	エ．炭素窒素比〔C / N比〕	20 以下	オ．pH	8.5 以下	カ．水分	50%以下	キ．窒素全量〔N〕（現物）	0.8%以上	ク．りん酸全量〔P ₂ O ₅ 〕（現物）	1.0%以上	ケ．アルカリ分（現物）	15%以下
ひ素	0.005%																											
カドニウム	0.0005%																											
水銀	0.0002%																											
ニッケル	0.03%																											
クロム	0.05%																											
鉛	0.01%																											
ウ．有機物の含有率（乾物）	35%以上																											
エ．炭素窒素比〔C / N比〕	20 以下																											
オ．pH	8.5 以下																											
カ．水分	50%以下																											
キ．窒素全量〔N〕（現物）	0.8%以上																											
ク．りん酸全量〔P ₂ O ₅ 〕（現物）	1.0%以上																											
ケ．アルカリ分（現物）	15%以下																											

備考）「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」は、土壌改良資材として調達される当該肥料を含む。

道路照明	環境配慮型道路照明	【判断の基準】 ○高圧ナトリウムランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が35%以上削減されているものであること。 【配慮事項】 ○設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。
------	-----------	--

タイル	陶磁器質 タイル	【判断の基準】 原料に再生材料（表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い焼成しているものであること。 再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料は通常利用している同一工場からの廃材は除くものとする。 【配慮事項】 ○施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出が少ないこと。 資材等からの溶出方法や有害物質の溶出に係る基準等、当該品目に係る安全性の評価の考え方について、可及的速やかに検討し取りまとめの上、判断の基準に追加することとする。
-----	-------------	---

表

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
採石および窯業廃土	前処理によらず対象
無機珪砂（キラ）	
鉄鋼スラグ	
非鉄スラグ	
鋳物砂	
陶磁器屑	
石炭灰	
廃プラスチック	
建材廃材（汚泥を除く。）	
廃ゴム	
廃ガラス	
製紙スラッジ	
アルミスラッジ	
磨き砂汚泥	
石材屑	
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化
上水道汚泥	前処理によらず対象
湖沼等の汚泥	

品目分類	品目名	判断の基準等
建具	断熱サッシ・ドア	【判断の基準】 ○建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。 ・複層ガラスを用いたサッシであること。 ・二重サッシであること。 ・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置を講じたドアであること。
再生木質ボード	パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板	【判断の基準】 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済み梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木（間伐材を含む。）等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が2分の1(50%)以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が5分の1(20%)以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。） 居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が0.5mg/㎡以下であること。
断熱材	断熱材	【判断の基準】 ○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するもので、オゾン層を破壊する物質を含有していないこと。 また、再生資源を使用しているか又は使用後に再生資源として使用できること。 なお、断熱材のうちグラスウール及びロックウールの製造に用いる再生資源や副産物については、上記のほか次の条件を併せて満たすものとする。 ・グラスウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で80%以上であること。 ・ロックウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で85%以上であること。
照明機器	照明制御システム	【判断の基準】 ○連続調光可能なHf蛍光灯器具と、それらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置よりなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。
空調用機器	吸収冷温水機	【判断の基準】 ○冷房の成績係数が1.05以上であること。

備考) 1 吸収冷温水機の判断の基準については、冷凍能力が25kW以上の吸収冷温水機に適用する。

2 吸収冷温水機の成績係数の算出方法は、日本工業規格 B 8622 による。

品目分類	品目名	判断の基準等
空調用機器	<u>氷蓄熱式空調機器</u>	【判断の基準】 氷蓄熱槽を有していること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 冷房の成績係数が 2.15 以上であること。

- 備考) 1 氷蓄熱式空調機器とは、氷蓄熱ユニットおよび氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。
- 2 氷蓄熱式空調機器の判断の基準については、非蓄熱型相当冷却能力（氷蓄熱ユニット）、定格蓄熱利用冷房能力（氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー）が 28kW 以上の氷蓄熱式空調機器に適用する。
- 3 氷蓄熱式空調機器の成績係数の算出方法は、以下の算定式による。（昼間熱源機運転時間：10 時間）

成績係数(氷蓄熱パッケージエアコンディショナー) = 日量蓄熱利用冷房効率

定格日量冷却能力(kW・h)

$$\text{成績係数(氷蓄熱ユニット)} = \frac{\text{定格日量冷却能力(kW・h)}}{\text{定格蓄熱消費電力量(kW・h)} + \text{昼間熱源機冷却消費電力量(kW・h)}}$$

なお、用語の定義は JIS B 8624、JIS B 8625 および社団法人日本冷凍空調工業会ガイドライン JRA-GL 11、JRA-GL 12 によるものとする。

品目分類	品目名	判断の基準等
空調用機器	<u>ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機</u>	【判断の基準】 一次エネルギー換算成績係数が1.10以上であること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。

備考)

- 1 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の判断の基準については、定格冷房能力が 28kW 以上のガスエンジンヒートポンプ式空気調和機に適用する。
- 2 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については次式により、定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$\text{COP} = (\text{Cc} / (\text{Egc} + \text{Eec}) + \text{Ch} / (\text{Egh} + \text{Eeh})) / 2$$

COP：一次エネルギー換算成績係数

Cc：冷房標準能力（単位 kW）

Egc：冷房ガス消費量（単位 kW）

Eec：冷房消費電力（単位 kW）を 1 kWh につき 10,250 kJ として 1 次エネルギーに換算した値（単位 kW）

Ch : 暖房標準能力 (単位 kW)

Egh : 暖房ガス消費量 (単位 kW)

Eeh: 暖房消費電力 (単位 kW) を 1 kWh につき 10,250 kJ として 1 次エネルギーに換算した値 (単位 kW)

3 冷房標準能力、冷房ガス消費量、暖房標準能力及び暖房ガス消費量については、日本工業規格 B8627-2 又は B8627-3 の規定する方法に準拠して測定する。

4 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

品目分類	品目名	判断の基準等
配管材	排水用再生硬質塩化ビニル管	【判断の基準】 建物屋内外の排水用の硬質塩化ビニル管であって、使用済み塩化ビニル管を原料とする塩化ビニルが製品全体重量比で 30%以上使用されていること。 【配慮事項】 製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。

備考) として、通常硬質塩化ビニル管を使用している場合において再生硬質塩化ビニル管の使用を推進するという趣旨であることを記載する予定。

品目分類	品目名	判断の基準等
衛生器具	自動水栓	【判断の基準】 ○電気的制御により自動的に開閉できる自動水栓であること。
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	【判断の基準】 ○洗浄水量が4ℓ/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量を制御すること。

【建設機械】

品目名	判断の基準等																																																						
排出ガス対策型建設機械	【判断の基準】																																																						
	○搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が別表 1 に掲げる値以下のものであること。																																																						
	(別表 1)																																																						
	<table><tr><th>対象物質(単位) 出力区分</th><th>HC (g/kW・h)</th><th>NOx (g/kW・h)</th><th>CO (g/kW・h)</th><th>黒煙 (%)</th></tr><tr><td>7.5～15kW 未満</td><td>2.4</td><td>12.4</td><td>5.7</td><td>50</td></tr><tr><td>15～30kW 未満</td><td>1.9</td><td>10.5</td><td>5.7</td><td>50</td></tr><tr><td>30～272kW 以下</td><td>1.3</td><td>9.2</td><td>5.0</td><td>50</td></tr></table>	対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)	7.5～15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50	15～30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50	30～272kW 以下	1.3	9.2	5.0	50																																		
対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)																																																			
7.5～15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50																																																			
15～30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50																																																			
30～272kW 以下	1.3	9.2	5.0	50																																																			
低騒音型建設機械	【判断の基準】																																																						
	○建設機械の騒音の測定値が別表 2 に掲げる値以下のものであること。																																																						
	(別表 2)																																																						
	<table><tr><th>機種</th><th>機関出力 (kW)</th><th>騒音基準値 (d B)</th></tr><tr><td rowspan="3">ブルドーザー</td><td>P < 55</td><td>102</td></tr><tr><td>55 P < 103</td><td>105</td></tr><tr><td>103 P</td><td>105</td></tr><tr><td rowspan="4">バックホウ</td><td>P < 55</td><td>99</td></tr><tr><td>55 P < 103</td><td>104</td></tr><tr><td>103 P < 206</td><td>106</td></tr><tr><td>206 P</td><td>106</td></tr><tr><td rowspan="4">ドラグライン クラムシェル</td><td>P < 55</td><td>100</td></tr><tr><td>55 P < 103</td><td>104</td></tr><tr><td>103 P < 206</td><td>107</td></tr><tr><td>206 P</td><td>107</td></tr><tr><td rowspan="3">トラクターショベル</td><td>P < 55</td><td>102</td></tr><tr><td>55 P < 103</td><td>104</td></tr><tr><td>103 P</td><td>107</td></tr><tr><td rowspan="4">クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン</td><td>P < 55</td><td>100</td></tr><tr><td>55 P < 103</td><td>103</td></tr><tr><td>103 P < 206</td><td>107</td></tr><tr><td>206 P</td><td>107</td></tr><tr><td>バイブロハンマー</td><td></td><td>107</td></tr><tr><td rowspan="3">油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引拔機 油圧式杭圧入引拔機</td><td>P < 55</td><td>98</td></tr><tr><td>55 P < 103</td><td>102</td></tr><tr><td>103 P</td><td>104</td></tr></table>	機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (d B)	ブルドーザー	P < 55	102	55 P < 103	105	103 P	105	バックホウ	P < 55	99	55 P < 103	104	103 P < 206	106	206 P	106	ドラグライン クラムシェル	P < 55	100	55 P < 103	104	103 P < 206	107	206 P	107	トラクターショベル	P < 55	102	55 P < 103	104	103 P	107	クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100	55 P < 103	103	103 P < 206	107	206 P	107	バイブロハンマー		107	油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引拔機 油圧式杭圧入引拔機	P < 55	98	55 P < 103	102	103 P	104
	機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (d B)																																																				
	ブルドーザー	P < 55	102																																																				
		55 P < 103	105																																																				
		103 P	105																																																				
	バックホウ	P < 55	99																																																				
		55 P < 103	104																																																				
		103 P < 206	106																																																				
		206 P	106																																																				
	ドラグライン クラムシェル	P < 55	100																																																				
		55 P < 103	104																																																				
103 P < 206		107																																																					
206 P		107																																																					
トラクターショベル	P < 55	102																																																					
	55 P < 103	104																																																					
	103 P	107																																																					
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100																																																					
	55 P < 103	103																																																					
	103 P < 206	107																																																					
	206 P	107																																																					
バイブロハンマー		107																																																					
油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引拔機 油圧式杭圧入引拔機	P < 55	98																																																					
	55 P < 103	102																																																					
	103 P	104																																																					

	アースオーガー	P < 55	100
		55 P < 103	104
		103 P	107
	オールケーシング掘削機	P < 55	100
		55 P < 103	104
		103 P < 206	105
		206 P	107
	アースドリル	P < 55	100
		55 P < 103	104
		103 P	107
	さく岩機（コンクリートブレーカー）		106
	ロードローラー	P < 55	101
	タイヤローラー	55 P	104
	振動ローラー		
	コンクリートポンプ（車）	P < 55	100
		55 P < 103	103
		103 P	107
	コンクリート圧碎機	P < 55	99
		55 P < 103	103
		103 P < 206	106
		206 P	107
	アスファルトフィニッシャー	P < 55	101
		55 P < 103	105
		103 P	107
	コンクリートカッター		106
	空気圧縮機	P < 55	101
		55 P	105
	発動発電機	P < 55	98
		55 P	102

【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	【判断の基準】 ○建設汚泥の発生する現場において、現場内再利用を目的として建設汚泥を高圧プレス処理により盛土材等へ再生化する工法、又は、固化材添加により流動化処理土へ再生化する工法であって、建設汚泥の発生抑制に資するものであること。 【配慮事項】 ○建設汚泥を再生処理する際に固化材を利用する場合、有害物質の溶出については、土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	【判断の基準】 ○コンクリート塊の発生する現場において、現場内再利用を目的としてコンクリート塊を再生処理する工法であって、建設廃棄物の発生抑制に資するものであること。
舗装（表層）	路上表層再生工法	【判断の基準】 ○専用機械を利用した連続施工が可能である現場において、既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置で表層を再生する工法であって、建設副産物の発生抑制に資するものであること。
舗装（路盤）	路上再生路盤工法	【判断の基準】 ○既設舗装の路盤材とアスコン基層を粉砕・混合し、安定処理を施し、路盤を再生する工法であって、建設副産物の発生抑制に資するものであること。
法面緑化工法	伐採材及び建設発生土を活用した法面緑化工法	【判断の基準】 ○施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用することにより、建設副産物の発生抑制に資するものであること。

【目的物】

品目分類	品目名	判断の基準等
<u>高機能舗装</u>	<u>排水性舗装</u>	【判断の基準】 ○雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。 【配慮事項】 ○道路交通騒音を減少させる必要がある場合に用いるものとする。
	<u>透水性舗装</u>	【判断の基準】 ○雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。 【配慮事項】 ○歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において、雨水を道路の路床に浸透させる必要がある場合に用いるものとする。
<u>屋上緑化</u>	<u>屋上緑化</u>	【判断の基準】 植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 建物の屋上等を緑化することにより、都市のヒートアイランド現象の緩和等、都市環境改善効果を有するものであること。 【配慮事項】 屋上緑化に適した植物材料を使用するものであること。 灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水・排水機能が適切に確保された構造であること。

16. 役務

16-3 食堂

(1) 品目及び判断の基準等

食堂	【判断の基準】 ○ 庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂であって、生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。 【配慮事項】 生ゴミ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等再生利用されるものであること。 <u>生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミと一緒にコンポスト処理すること。（P）</u>
----	--

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する基準を満たす食堂の総件数とする。

1 6 - 5 運送・配送（P）

(1) 品目及び判断の基準

<u>運送・配送（P）</u>	【判断の基準】 ○表に定める内容を含む計画書を作成しており、これに基づき運送又は配送を行っていること。 【配慮事項】 適正運転の実施並びに共同輸配送及び情報システムの導入等による車両走行量の削減等に配慮していること。 再利用可能な梱包材の使用等により、廃梱包材の発生抑制に配慮していること。
-----------------	--

備考） 「運送・配送」の判断の基準は、貨物自動車運送事業に該当するものを対象とする。

表

自動車の低公害車等の代替等に関する計画
適正運転の実施に関する計画
車両の維持管理に関する計画
車両走行量の削減のための措置に関する計画

(2) 目標の立て方

< 当面 >

今後、実績把握を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

< 将来 >

当該年度に調達する運送・配送のうち、基準を満たす運送・配送を調達する場合及びその場合に該当する件数に占める基準を満たす運送・配送の件数の割合とする。